

## 宿泊・日帰約款

### (適用範囲)

第1条：当館が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとし、

2 当館が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらずその特約が優先するものとし、

### (宿泊契約の申し込み)

第2条：当館に宿泊契約の申し込みをしようとする者は、次の事項を当館に申し出ていただきます。(1) 宿泊者名(2) 宿泊日(3) その他当館が必要と認める事項(電話番号、ご利用人数、電話番号、基本料金等)

2 宿泊客が宿泊中に前事項第(2)号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当館はその申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

### (宿泊契約の成立等)

第3条 宿泊契約は、当館が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとし、

### (宿泊客の契約解除権)

第4条：宿泊客は、当館に申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2 当館は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合は、別途にあげるところによる違約金(取り消し料)を申し受けます。

3 当館は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後7時30分になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

### (当館の契約解除権)

第5条：当館は、次に挙げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

(1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する厚意をするおそれがあると認められるとき、または同行為をしたと認められるとき

(2) 宿泊客が伝染病であると明らかに認められるとき

(3) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき

(4) 天災及び火災・その他事故などに起因する事由により宿泊させることができないとき

(5) 当館の家族及び親族の不幸等に起因する事由により宿泊させることができないとき

(6) 寝室での寝たばこ、消防用設備などに対するいたずら、その他当館が定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る。)に従わないとき

2 当館が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除することに関して、宿泊客に対する補償料はいずれの場合も伴わないものとし、

### (宿泊の登録)

第6条：宿泊客は、宿泊日当日、当館において、次の事項を登録していただきます。

(1) 宿泊客の氏名、住所、職業 (2) 外国人にあたっては、国籍、旅券番号、入園地及び入園年月日 (3) 出発日及び出発予定時刻 (4) その他当館が必要と認める事項

2 宿泊客が宿泊料金の支払いを、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

(駐車の責任)

第7条：宿泊客が当館の駐車上をご利用になる場合、車両のキーの委託の如何にかかわらず、当館は場所をお貸しするものであって車両の管理責任まで負うものではありません。

(宿泊客の責任)

第8条：宿泊客の故意又は過失により当館が損害を被ったときは、当該宿泊客は当館に対し、その損害を賠償していただきます。

宿泊・日帰り料金等の内訳

内 訳		
宿泊客が 支払うべき 総額	宿泊料金	(1)基本宿泊料(室料+朝・夕食料) (2)奉仕料((1)×10%)
	追加料金	(3)追加料金(朝・夕食以外の飲食料)及びその他の利用料金(4)サービス料 ((3)×10%)
	税金	税込み価格で提示する

キャンセル料について

	不泊	当日	前日	2日目	3日目	5日目	6日目	7日目	8日目	14日前
5名まで										
6名～10名まで	100%	100%	50%	30%	30%	30%	30%	30%	30%	0
20名～30名まで	100%	100%	50%	30%	30%	30%	30%	30%	30%	0
30名以上	100%	100%	50%	30%	30%	30%	30%	30%	30%	0